

## 香取市まちづくり条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、香取市まちづくり条例（平成23年香取市条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(共同体意識の形成が可能な地域)

第2条 条例第6条第1項の共同体意識の形成が可能な地域とは、おおむね香取市立小学校及び中学校に就学する児童生徒の学校指定に関する規則（平成18年香取市教育委員会規則第14号）に規定する小学校通学区域（以下「学区」という。）を基準とするものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が地域の事情を勘案し、特に必要と認めるときは、複数の学区を併せた地域又は学区を分割した地域を住民自治協議会の活動を行う地域とすることができる。

(住民自治協議会の要件)

第3条 条例第6条第1項第5号の規則で定める要件は、次のとおりとする。

- (1) その活動を行う地域において組織されている自治会（香取市行政連絡業務規則（平成23年香取市規則第15号）第2条第1項に規定するものをいう。）の3分の2以上が住民自治協議会を構成するものとなっていること。
- (2) 条例第6条第1項第2号に定めるもののほか、その活動が特定の者の利害を図り、又はこれに類することを目的とするものでないこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項

(住民自治協議会の登録)

第4条 条例第6条第2項の規則で定める事項とは、次のとおりとする。

- (1) 住民自治協議会の名称
- (2) 住民自治協議会の事務所の所在地
- (3) 住民自治協議会の活動地域
- (4) 住民自治協議会の構成組織
- (5) 住民自治協議会の主な活動内容

2 条例第6条第2項の規定により住民自治協議会の登録を受けようとする団体は、住民自治協議会登録申請書（別記第1号様式）により市長に申請しなければならない。

3 前項の規定による申請には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 規約
- (2) 役員名簿
- (3) 構成員名簿
- (4) 組織構成図
- (5) 活動地域図
- (6) 前条第1号に規定する事項を証する書類
- (7) 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本

4 前項に規定する、規約に記載すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 名称
- (2) 目的
- (3) 活動の種類
- (4) 活動地域
- (5) 事務所の所在地
- (6) 役員に関する事項
- (7) 会議に関する事項
- (8) 会計に関する事項
- (9) 規約の変更に関する事項

5 市は、第2項の申請に対する登録の適否について決定し、相当と認めるときは、住民自治協議会登録簿（別記第2号様式）に登録するとともに、住民自治協議会登録決定通知書（別記第3号様式）により当該申請を行った団体に通知するものとする。

（申請内容の変更）

第5条 条例第7条の規定により住民自治協議会の登録に係る申請内容の変更を届け出ようとする住民自治協議会は、住民自治協議会登録申請内容変更届出書（別記第4号様式）により市長に届け出なければならない。

（登録の取消し）

第6条 市は、条例第8条の規定により住民自治協議会の登録を取り消したときは、住民自治協議会登録取消決定通知書（別記第5号様式）により当該住民自治協議会に通知するものとする。

（地域まちづくり計画）

第7条 住民自治協議会は、条例第9条の規定により計画を策定したときは、地域まちづくり計画（変更）届出書（別記第6号様式）に計画を添えて、市長に届け出るものとする。これを変更したときも同様とする。

（財政的支援の内容）

第8条 条例第10条に規定する財政的な支援は、予算の範囲内において補助金を交付することにより行うものとする。

（住民自治協議会からの報告）

第9条 市は、住民自治協議会に対し、その運営及び地域まちづくり計画に基づく活動の実施の内容及び状況に関し必要に応じて報告を求めることができる。

（市民協働専門家委員会の組織等）

第10条 条例第13条に規定する市民協働専門家委員会（以下「委員会」という。）は、委員5人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1） 法律の専門的知識を有する者

（2） 住民自治協議会が行う活動に関し専門的知識を有する者

（3） その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

5 委員長は委員会を代表し、委員会の会務を総理する。

6 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

7 委員会の会議（以下「会議」という。）は必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

8 委員長は必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

9 委員会の庶務は市長が定める機関において処理する。

（その他）

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年7月1日から施行する。ただし、第10条は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年1月25日規則第2号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月21日規則第28号）

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

## 別 記

### 第 1 号様式 (第 4 条第 2 項)

#### 住民自治協議会登録申請書

年 月 日

香取市長 様

団体の名称

代表者住所

代表者氏名

連絡先 (電話番号) (担当)

香取市まちづくり条例施行規則第 4 条第 2 項の規定により、下記のとおり  
住民自治協議会の登録を申請します。

#### 記

- 1 名称
- 2 事務所の所在地
- 3 活動地域
- 4 構成組織
- 5 活動内容 (予定)

#### 備考

この申請書には、次の書類を添付すること。

- 1 規約
- 2 役員名簿
- 3 構成員名簿
- 4 組織構成図
- 5 活動地域図
- 6 条例施行規則第 3 条第 1 号に規定する事項を証する書類  
(活動地域内の自治会の 3 分の 2 以上が構成員となっていること。)
- 7 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本

第 2 号様式 (第 4 条第 5 項)

**第2号様式**（第4条第5項）

住民自治協議会登録簿

整理番号	
名称	
事務所の所在地	
活動地域	
登録年月日	
構成組織	
活動内容	
備考（追記）	
登録事項 変更等の状況	

第3号様式（第4条第5項）

第3号様式（第4条第5項）

住民自治協議会登録通知書

第 号  
年 月 日

様

香取市長 印

年 月 日付けの登録の申請について、別添の住民自治協議会登録簿（写し）のとおり登録をいたしましたので、香取市まちづくり条例施行規則第4条第5項の規定により通知します。

第4号様式（第5条）

**第4号様式（第5条）**

住民自治協議会登録申請内容変更届出書

年 月 日

香取市長 様

協議会名称

代表者住所

代表者氏名

連絡先（電話番号） (担当)

香取市まちづくり条例施行規則第5条の規定により、住民自治協議会について下記のとおり変更しましたので届け出ます。

記

1 登録年月日 年 月 日付け 整理番号 号

2 協議会の名称

【変更の内容】

内容	変更前	変更後

【変更理由】

--

備考 変更された事項が分かる資料を添付のこと。

第5号様式（第6条）



第5号様式（第6条）

住民自治協議会登録取消決定通知書

第 号  
年 月 日

様

香取市長 印

香取市まちづくり条例施行規則第6条の規定により、下記のとおり住民自治協議会の登録を取り消しましたので通知します。

記

- 1 登録年月日 年 月 日付け 整理番号 号
- 2 協議会の名称
- 3 取消しの理由
  - 住民自治協議会に該当しなくなったため
  - 偽りその他不正な手段により認証を受けたため
  - 市から受けた支援の活用に当たり著しく不当な行為を行ったため

（教示）

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、香取市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分（この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、香取市を被告として（訴訟において香取市を代表する者は、香取市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第6号様式（第7条）

**第6号様式（第7条）**

地域まちづくり計画（変更）届出書

年 月 日

香取市長 様

協議会名称

代表者住所

代表者氏名

連絡先（電話番号） （担当）

香取市まちづくり条例施行規則第7条の規定により、地域まちづくり計画について下記のとおり届け出ます。

記

1 協議会の名称

2 届出事由

備考

この申請書には、次の書類を添付すること。

1 地域まちづくり計画

2 変更の場合は変更した事項が分かる資料